

鳥取県公式LINEアカウント開設業務プロポーザル提案書作成要領

1 提出書類

- (1) 鳥取県公式LINEアカウント開設業務プロポーザル提案書等提出書（様式4）
- (2) 提案書（任意様式）
- (3) 会社概要及び事業実績（様式3）
- (4) 経費見積書（任意様式）

2 提出部数

(1)～(3)については、紙出力した書類を各6部、(4)については1部を書類一式として提出するとともに、当該一式をPDFファイルに変換し保存した電子媒体を併せて提出すること。

3 作成要領

- (1) 鳥取県公式LINEアカウント開設業務プロポーザル提案書等提出書
代表者印の押印は不要とする。
- (2) 提案書（任意様式）
仕様書に示す業務の趣旨を踏まえて、次の内容を実際に表示されるイメージ画像を示しながら作成すること。
ア 付加する機能の内容、目的、意図する効果
イ とりネットとの連携した活用、システムの拡張性
ウ 利用者の初期登録手順、操作方法
エ 管理のしかた、利用者情報の分析のしかた
オ 社内の業務推進体制及び業務スケジュール
カ 保守、サポートに係る想定ランニングコスト（本調達に係る予算には含まれない）
- (3) 会社概要及び事業実績
- (4) 経費見積書
見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた額を契約申込金額とし、課税事業者にあつては内訳として消費税額及び地方消費税の額を記入すること。

4 提出先及び提出期限

- (1) 提出先
鳥取県令和新時代創造本部広報課とっとり発信担当
所在地 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220
電話 0857-26-7755、ファクシミリ 0857-26-8122
電子メール kouhou@pref.tottori.lg.jp
- (2) 提出期限
令和4年11月16日（水）

5 その他

- (1) 提出された提案書は、原則として返却しない。
なお、鳥取県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが

提出者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。

(2) 著作権の取扱いは次のとおりとする。

- ア 最優秀提案者に選定された者の提案書に係る著作権は、当該提案者に帰属する。
- イ 最優秀提案者に選定されなかった者の提案書に係る著作権は、当該提案者に帰属する。
- ウ 鳥取県は提案者に対して、提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。